

鋸南町産業振興促進計画

令和2年3月4日作成

千葉県鋸南町

目 次

1. 総論	1
2. 計画の区域	2
4. 計画の期間	3
5. 計画区域内において振興すべき業種	5
6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との 役割分担及び連携	5
7. 計画の目標	7
8. 計画評価・検証の仕組み	8
9. 参考データ	8

1. 総論

(1) 本計画策定の趣旨

鋸南町は千葉県の南、房総半島の西南、安房地域にあり、北は富津市、東は鴨川市、南は南房総市に接し、西は東京湾に面しており、町の面積は 45.19k m²である。東西 10.75k m、南北 7.30k m で都心から 65k m に位置し、豊かで風光明媚な海岸線を有し、また海岸より山間部にかけては豊かな山系を有し、そのなかでも北部には標高 329 m の鋸山がある。中央部以東は狭い山間地帯であり、中央部以西は海岸に向かって平坦地となり、最西端に市街地が展開している。

町の基幹産業は、温暖な気候を活かした水稲、野菜、花卉等の栽培を中心とした農業と、東京湾口に寄せる黒潮と東京湾海底や入り組んだ複雑な地形を活かした沿岸漁業を中心とした漁業となっている。

温暖な気候と都心から近い地理的条件に恵まれ、古くから海水浴客が多く訪れ、観光産業の基盤を担ってきたが、最近ではレジャーの多様化が進み、夏の海水浴から早春の花観光へと推移してきている。

平成 23 年度から 10 年間の計画期間とした基本構想において、“活力ある産業づくり”を政策目標の一つに掲げ、活力ある地域産業が育ち、いきいきと働けるまちづくりの推進に努めている。

しかしながら、従来からの基幹産業といえる農漁業は、不安定な所得体系や就労環境の未整備などから後継者不足が続き、就業者の減少が顕著で、活力の低下を招いている。加えて、海水浴客を対象とした夏期集中型の観光は、趣味の多様化などから年々衰退傾向にあり、転換期を迎えている。

このような状況下において、若年層を中心とした就業の場を確保することが喫緊の課題となっており、これからの「鋸南」を支える地域経済の活力再生と町が抱えている課題解消を目的とし、製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物販売業の各種産業の振興を図っていくことが重要である。

このため、平成 27 年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年施行の改正半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鋸南町産業振興促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度。以下、「前計画」という。）を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が平成 27 年に認定された前計画の期間においては、次のような取組及び目標を設定した。

【産業振興を推進しようとする取り組み】

《町》

- ・振興対象業種に対する租税特別措置の活用促進
- ・上記制度の P R

《関係団体等》

- ・物産の販路拡大促進
- ・物産のPR及びブランド化

【目標】

業種	新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	5	44
旅館業	5	41
農林水産物等販売業	5	28
情報サービス業等	2	11

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	0	0
旅館業	1	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

新規設備投資数は、半島振興法に基づく地方税の不均一課税を行った事業所の件数。

【成果及び課題】

- ・税制優遇措置等の周知不足により、地域事業者の設備投資の際の税制優遇措置利用や、新規雇用者数の増加に結びつかなかった。
- ・企業誘致にあたっては、地形的条件が不利であることから、対象業種を絞ることや魅力的な空き店舗等物件の確保等が必要となる。
- ・各業種ともに中・小経営体が多く、新規の設備投資や新規雇用者の増加が少ないことから、業種を越えて連携を図ることが求められる。
- ・地場産品等の地域ブランド化、消費拡大に向けた各業種の連携、相乗効果を生む仕組み作りが必要となる。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては、次の方針で重点的に進めていくこととする。

- （i）税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- （ii）商品価値向上につながる地域ブランドの育成

- (iii) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化
- (iv) i・ii・iiiの相乗効果による町内企業の経営規模拡大の促進

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された南房総地域内における鋸南町内全域とする。

3. 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 計画区域の特色

①道路・交通状況

鋸南町の道路網は、南北を縦断する一般国道127号と、ほぼ平行している富津館山道路が、都心や地域の中核都市を結ぶ重要な広域幹線道路となっており、国道を連携する形で、東西に県道鴨川保田線、外野勝山線が接続し、それらを補完しつつ町道が整備され、地域住民の生活道路として機能している。

首都圏からの自家用車による観光客の増加に伴う幹線道路の交通渋滞を解消すべく、富津館山道路の全面4車線化や幹線道路の改良等工事の早期完成が待ち望まれている。

また、鉄道は、JR内房線が町を南北に走り、町内にある2つの駅が通勤、通学用の交通機関として役割を担ってきたが、利用客数の減少などから年々運行本数が減少し、利便性は低下しつつある。

一方、近年の高速道路網の整備に伴い、都心等への高速バスの運行が盛んとなり、利便性は向上している。町内への乗り入れや駐車場の整備など、更なる利用環境の整備が求められている。

②地域資源の賦存状況と産業

本町は、首都圏に近い風光明媚な海岸地域として、古くから多くの観光客で賑わい、季節民宿が軒を連ねた。近年は、桜や水仙など花木の観賞や、自然環境を活用したハイキングやスポーツ愛好家など、年間を通して多くの観光客が訪れる地域となったが、高速道路網の発展に伴い、ほとんどが日帰り観光となっている。

依然として観光業に携わる町民は多く、観光振興は町の大きな課題となっていることから、滞在時間の延長や宿泊、交流人口の増加による地域の活性化が急務となっている。

町では、早くから花木の植栽によるまちづくりを推進し、観光資源化を図ってきた。桜や水仙の咲き誇る町として定着しつつある現在、地域の商業、観光業更には農漁業に経済的な波及効果をもたらすよう、更に植栽を進め、四季折々の花々が楽しめる通年型の花観光の定着を目指している。

また、平成27年12月に都市交流施設・道の駅保田小学校が開業したことにより、

テナントを含め新たな雇用が生まれた。生産者の活躍できるステージとして農産物直売所を整備したこともあり、年間 90 万人が訪れる施設となり、観光拠点として地域への周遊を担っている。

農業では、温暖な気候と首都圏に近い立地を活かして、高付加価値型の都市近郊農業が展開されている。加工や直売などによる農産物の高付加価値化や、農業体験などを通じた都市と農村の交流による地域の活性化が期待されている。

水産業では、岩礁帯と砂浜帯で構成される変化に富んだ海域特性を活かして、沿岸漁業や養殖業などが営まれている。地元漁協が直営で運営する魚食普及食堂は、南房総地域最大の食の観光地として年間 40 万人の交流人口を生み出している。

今後も、第 2 次、第 3 次産業との複合化による漁業経営の多角化と経営基盤の強化が求められている。

(2) 産業別の現状と課題

①製造業

本町の製造業は、中小企業が中心であり、大きな雇用の場とは決して言えない状況である。製造業については、町においても大きな就業の場として期待ができ、新たな企業の進出や追加設備投資、起業しやすい環境をつくることが課題として挙げられている。

また、地域経済の中心である観光業や商工業・農水産業、交通・運輸等との有機的な連携を図る必要がある。

その他に、本町は平坦な土地が少なく、従来からの水資源の不足などから工業立地条件が脆弱で、いわゆる狭義な意味での工業開発はほとんどなく地域経済に占める工業の割合は低い状況にある。

しかしながら、広義な意味での工業は、町の基幹産業として採石業が従来から盛んであり、地元住民の雇用の場となっている。この町で採掘される石材は、主に埋め立て用に利用されているが、近年の大型公共事業の縮小により、その出荷等は減少傾向にある。平地部の少ない本町において、採石が終了した跡地の活用も課題となっている。

②旅館業

本町は、房総半島の南西に位置し、都心から 65 k m 圏内、鉄道距離にして約 100 k m 圏内であり、東京湾アクアラインの開通により東京近郊から日帰り圏、1泊圏となっている。

かつて、町観光の一翼を担っていた夏期海水浴の衰退に反して、出荷用に山の斜面で栽培されている日本水仙による早春の花観光が、新たな観光資源として脚光を浴びており、約 3 k m におよぶ「江月地区の水仙ロード」や里山の雰囲気漂わす「をくづれ水仙郷」また、早咲きの頼朝桜を中心に町内に 1 万 5 千本の桜が植栽されており、首都圏を中心に 15 万人を超す観光客が訪れるようになったが、その多くが日帰り観光であり、地域経済への波及効果が小さいのが難点である。

現在の課題として、観光客の滞在時間が少ないことが挙げられ、滞在時間を増やし日帰り観光から宿泊滞在型への転換を推進していく必要がある。

③情報サービス業等

本町においては、情報サービス業等の事業所は1事業社となっている。(平成28年経済センサス)首都圏から約2時間とアクセス性の向上に加え、課題であった民間による光ファイバー網の整備が町内に整ったことにより、安価で高速な通信ネットワークの恩恵を受ける産業なら地方にも十分立地可能であることから、情報サービス業が進出しやすい環境を整備することが求められている。

④農林水産物等販売業

本町の農業は、佐久間川、保田川の流域に開かれた低地に展開し、佐久間川流域では稲作、野菜、酪農が営まれ、保田川流域では稲作、花卉が主体となっている。

農産物の販売に関しては、小規模な直売所などが点在しているが、産業の振興を図るにあたっては、新たな販路拡大や地域ブランド化に対する取組や観光客への直売所のPR、地場製品の消費拡大が必要とされる。

水産業は、岩礁帯と砂浜帯で構成され、変化に富んだ海域特性を有し、勝山、保田にそれぞれ漁業協同組合が組織されている。

また、各漁協が直営で魚食普及食堂を運営しており、食の観光地として年間40万人の交流人口を生み出している。

漁業形態は、沿岸漁業が主で、漁業団体別にみると勝山漁協では、一本釣漁業、定置網、養殖業が営まれており、保田漁協では、刺し網、定置網が営まれている。

今後も、漁港機能の高度化、第2次、第3次産業との複合化による漁業経営の多角化と経営基盤の強化が必要になる。

また、水産物についても、地域ブランド化などの価格対策や地場製品の消費拡大が課題となる。

5. 計画区域内において振興すべき業種

製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 製造業

取組事業	説明
中小企業の経営支援	町内中小企業に向けた融資・補助制度を実施し、経営の安定化を図る。
創業支援	創業相談窓口の設置、相談会を実施し、経営者の育成を図る。
企業誘致促進	企業の新規立地及び雇用の促進に必要な奨励措置等を講じ、企業が立地しやすい環境づくり企業誘致に努める。

実施主体・主な役割	
町	町の融資・補助制度の実施 起業相談窓口の設置 空き店舗への店舗誘導関連事業の実施
商工会	町の融資・補助制度の斡旋 起業相談会の開催

(2) 旅館業

取組事業	説明
通年型の観光振興	本町の海岸景観や四季折々の花々の優れた観光資源を活用しつつ、観光施設の充実により通年型の観光の振興を図るとともに、商業、農漁業等と連携し、体験メニューとの組み合わせ等地域一体の経済的な波及をもたらすよう推進していく。
宿泊施設の魅力発信	「食」や「健康」等を通じ、海産物、農産物、スポーツイベント、温泉等のPRを通じて、宿泊施設の魅力向上に努める。
来訪者へのサポート体制強化	観光を担う人々のネットワーク化や来訪者を現地で総合的にサポートする機能の強化などを促進し、既存の地域資源の魅力を最大限に発揮できる体制の整備を図る。

実施主体・主な役割	
町	旅館業の新規及び既存施設を対象とした補助事業の創設
商工会	旅館業と観光業をつなぐ仕組みづくり実施

(3) 情報サービス業等

取組事業	説明
企業立地促進	空き店舗の活用等を検討し、町内で起業しやすい環境をつくり、新規参入の受け入れ体制を整える。

実施主体・主な役割	
町	企業立地、雇用創出に関する補助事業の創設
商工会	企業立地の斡旋

(4) 農林水産物等販売業

取組事業	説明
農村振興による地域活性化	温暖な気候を活かした特色ある産地づくり、また首都圏に近い立地を活かして農業体験などを通じた都市と農村の交流による地域の活性化を推進していく。
漁業資源の活用推進	沿岸漁業資源の維持・増大を図るため、資源管理や栽培漁業の推進とともに、漁村の活性化に向け担い手対策や観光と連

	携したグリーンブルーツーリズム等の施策の展開を図る。
農水産物のブランド化	農水産業・商工業等の連携により、鋸南町の新たなブランドを創出するとともに、地産地消を推進し、地域経済の活性化を図る。
農水産物の販路拡大	加工や直売などによる高付加価値化を促進し、生産者や直売所、観光関連産業との連携により、地域の活性化と販路拡大を図り、地域ブランドの発信、加工等の商品開発を進める。

実施主体・主な役割	
町	農水産物の販路拡大事業の実施 農業体験による地域活性化事業の実施 農水産物加工品開発・ブランド化の支援
漁業協同組合	水産物のブランド化・販売促進活動
農業協同組合	農産物のブランド化・販売促進活動

(5) 共通

取組事業	説明
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 Web媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 税務部署窓口での半島税制に関する周知資料提供 Web媒体による方法発信
漁業協同組合	広報等を活用した制度周知
農業協同組合	広報等を活用した制度周知
商工会	町と連携した制度説明会の開催 会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

7. 計画の目標

前述した取組を実現化させることで、具体的に次の目標を達成する。

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	5件
-------------	----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	30人
移住者数（人）	20人
社会増減率	5%未満

(3) 事業者向けに周知する目標（毎年度）

説明会の実施	町又は県での事業者向け説明会を2回程度開催する。
Web 媒体等による情報発信	町ホームページにおいて半島税制に関するページを掲載し、町広報誌にて2回程度確定申告時にあわせて情報発信を行う。
事業者への直接周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する ・ 固定資産税等に係る通知等を送付する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。 ・ 半島地域の対象企業を5件程度訪問し、周知資料等活用しながら制度説明する。

8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、鋸南町総合計画等において行われる評価、振興管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9 参考データ等

(1) 人口の推移等

人口の推移

(単位:人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成7年～27年の増減	
						増減	増減率
総数	11,071	10,521	9,778	8,950	8,022	△3,049	△27.5 %
0歳～14歳	1,540	1,291	1,096	847	646	△1,043	△58.1 %
15歳～64歳	6,707	6,089	5,409	4,774	3,880	△42.1	△34.7 %
65歳以上 (a)	2,824	3,141	3,273	3,329	3,492	668	23.7 %
(a) / 総数 高齢者比率	25.5%	29.9%	33.5%	37.2%	43.6%	—	—

※総数には年齢不詳が含まれており、年齢区分ごとの合計数とは一致しない場合がある。

(各年 10.1 国勢調査)

人口動態

(単位：人)

区分		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
自然動態	出生 (a)	29	27	23	31	29
	死亡 (b)	158	155	140	177	159
	小計 (c) = (a) - (b)	△129	△128	△117	△146	△130
社会動態	転入 (d)	195	219	207	195	206
	転出 (e)	242	286	221	200	264
	小計 (f) = (d) - (e)	△47	△67	△14	△5	△58
合計 (c) + (f)		△176	△195	△131	△151	△188

※外国人を含む。

(各年 1 月～12 月 税務住民課)

(2) 雇用の状況

労働力状態

(単位：人)

年次	総人口	15 歳以上 人口	就業者	完全失業者	非労働力人口
昭和 50 年	13,067	10,141	6,314	98	3,729
昭和 55 年	12,843	10,061	6,239	151	3,640
昭和 60 年	12,442	10,002	6,124	164	3,700
平成 2 年	11,696	9,805	5,994	148	3,644
平成 7 年	11,071	9,531	5,730	216	3,578
平成 12 年	10,521	9,230	5,393	200	3,636
平成 17 年	9,778	8,682	4,971	223	3,460
平成 22 年	8,950	8,103	4,292	261	3,438
平成 27 年	8,022	7,372	3,962	132	3,252

※50 年以前は、労働力状態「不詳」は「非労働力人口」に含む。

※55 年以降は、労働力状態「不詳」は「15 歳以上人口」に含む。

(各年 10.1 国勢調査)

(3) 産業の状況

産業別就業者構成比

(単位：%)

産業分類	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
第 1 次産業	26.2	23.2	22.1	21.5	16.2	15.8
第 2 次産業	20.1	20.4	20.0	17.3	15.8	15.1
第 3 次産業	53.5	56.2	57.8	61.2	68.0	69.1

(各年 10.1 国勢調査)

従業者規模別事業所の構成と推移

従業者規模		平成 24 年			平成 26 年		
		事業所数	構成比	対前回比	事業所数	構成比	対前回比
総 数		419	100.0	91.5	410	100.0	95.4
民 営	1～ 4 人	296	70.6	85.1	286	69.8	103.0
	5～ 9	68	16.2	125.9	62	15.1	74.0
	10～ 19	30	7.2	93.8	41	10.0	82.1
	20～ 29	8	1.9	88.9	6	1.5	75.0
	30 人以上	10	2.4	125.0	14	3.4	80.0
	派遣・下請 従業者のみ	1	0.2	—	1	0.2	—

(H24・H26 経済センサス)

産業（大分類）別事業所の推移（民営）

産業分類	事業所数			従業者数		
	平成 24 年	平成 28 年	増減	平成 24 年	平成 28 年	増減
総数	413	382	△31	2,238	2,154	△84
農業，林業	3	2	△1	17	6	△11
漁業						
鉱業，砕石業，砂利採取業	6	5	△1	24	24	0
建設業	51	47	△4	217	221	4
製造業	25	22	△3	192	137	△55
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
情報通信業	1	1	0	2	2	0
運輸業，郵便業	12	10	△2	93	87	△6
卸売業，小売業	127	107	△20	573	554	△19
金融業，保険業	6	6	0	49	48	△1
不動産業，物品賃貸業	6	4	△2	24	21	△3
学術研究，専門・技術サービス業	6	5	△1	11	10	△1
宿泊業，飲食サービス業	76	76	0	406	473	67
生活関連サービス業，娯楽業	43	44	1	110	132	22
教育，学習支援業	5	5	0	105	9	△96
医療，福祉	19	21	2	288	281	△7
複合サービス業	5	5	0	76	81	5
サービス業（他に分類されないもの）	22	22	0	51	68	△17

4. 観光客入込状況

(単位：人)

年	観光客総数	宿泊客
平成 24 年	755,384	36,226
平成 25 年	949,295	43,877
平成 26 年	953,655	37,392
平成 27 年	938,979	39,269
平成 28 年	1,635,005	39,713
平成 29 年	1,542,515	43,695

(地域振興課資料)